

稲築才田 法的規制・特記事項等

都市計画／非線引都市計画区域用途無指定

建ぺい率／70%

容積率／200%

設備 水道／市営上水道

下水道／小型合併処理浄化槽の設置義務有

電気／九州電力

ガス／各戸別設置

○ 現地確認について

現地を下見されるときは、画地の位置、形状、擁壁・法面、水道の設置状況、標識などの変更は出来ませんので周囲の状況等を併せて現地をよくご確認下さい。電柱等の設置場所につきましては、ご案内区画図に示していますので併せてご確認下さい。

また、宅地への入口部分の歩道の切り下げについては、購入者の負担となります。

○ 基礎工事について

住宅の基礎工事の設計にあたっては、個々の宅地毎に地盤、地質等を十分調査し、適切な基礎工事を行って下さい。

○ 日照等について

法令による審査に合格した建築物であっても、日照等に関して争いが起こることがありますが、これらは当事者間で解決していただきます。

○ 雨水の処理について

宅地地盤面の排水は、排水溝等を利用して、自己の宅地内で処理し、隣接地へ流さないようにしてください。

また、新たに擁壁等を設置するときは、隣接所有者と十分協議して、後日争いが生じないようにしてください。なお、嘉麻市が既に擁壁及び水抜き穴を設置している場合は、その水抜き穴からの排水については、容認していただきます。

○ 構造物の設置等について

宅地に新に擁壁を設置する場合及びその他の構造物を設置するときは、購入者の責任において災害の発生するおそれのないよう設計上十分配慮して安全な構造のものを設置していただきます。なお、それによって災害が発生した場合又は隣地所有者との間で紛争が起きたとき、嘉麻市は一切の責任を負いません。

○ 地デジ電波の受信について

場所によって、地デジ電波の受信が不安定な場合がありますが、高性能アンテナの設置や高所受信等、各個人でご対応していただきます。